



## 信達の歳時記

福島法人会ホームページ <http://f-hojin.or.jp>

桑折ひなまつり

福島県民俗芸能文化写真・映像保存協会事務局長 遠藤寛行さん撮影

平成24年2月1日発行（毎月1回1日発行）第487号

# ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんたくん

2012

2

### 私のポケット

忘れようとしても忘れられない、いや忘れてはいけない一年から二〇一二年へと年が変わり早二ヶ月が過ぎようとしています。

きつと今年が良い年にしよう。したいと願う気持ちは誰もが一緒だろうと思います。私自身も強くそう思い、良い年にするのも自分の行動次第であると考えています。

そんな中、被災地の企業も様々な苦勞と工夫をしてこの苦難を乗り越えようと努力しています。そして、四月には新社会人を迎え入れる企業もあると思います。不安がぬぐい去れない原発問題の中、福島で勤め頑張ろうと決意をした若者たちがいます。その若者たちに多くの希望と数年後に福島で働いて良かったと思ってもらえる社会を築いていくことが重要な責務であると考えています。愛する福島を若者たちと一緒に復興に向け押し上げていかなければなりません。

『復興元年』と位置づけられる二〇一二年。もちろんスピードも求められていますが一歩一歩、確実にそして、着実に前に進んでいくことが復興への礎になるのではないのでしょうか……。

（高橋記）



## 平成23年度税制改正について Q&A その4

**Q** 平成23年度税制改正のうち消費税関係の改正の内容について教えてください

**A** 平成23年6月30日付で「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布・施行されました。消費税関係の主な内容については次のとおりです。  
○事業者免税点制度の適用要件の見直し

当課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度の開始の日）から6ヶ月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間においては課税事業者となります。

なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

\*6ヶ月間の判定期間（「特定期

間」といいます。）は平成24年1月1日から始まります。

○仕入税額控除制度における「95%ルール」の適用要件の見直し

一般課税により申告を行う事業者のうち、当課税期間における課税売上割合が95%以上の事業者は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除することができるとされていましたが、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から、当課税期間における課税売上割合が95%かつ課税売上高が5億円以下の場合にのみ全額を控除することができるとされました。

したがって、当課税期間における課税売上高が5億円超の場合、又は課税売上割合が95%未満の場合には、仕入れ控除税額の計算を個別対応方式若しくは一括比例配分方式のいずれかにより行うこととなります。

○還付申告書への「消費税の還付申告に関する明細書」の添付の義務化

平成24年4月1日以後、控除不足還付税額のある還付申告書を提出する場合、「消費税の還付申告に関する明細書」を添付しなければならぬこととされました。

なお、控除不足還付税額がない申告書（中間納付還付税額のみ）の還付申告書には添付する必要はありません。

せん。

※詳しくは福島税務署にお尋ねいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

### 税務署からのお知らせとお願い

◇東日本大震災により被害を受けられた方へ

平成23年12月に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」などが施行され、所得税などの国税に関して、東日本大震災により被害を受けられた方や復興推進に向けた取組を対象として、新たな税制上の措置が追加されています。

平成23年4月に施行された「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」で創設された税制上の措置と合わせて、所得税などの軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続を行うことにより、税金の還付を受けることができます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）。

◇ダイレクト納付の利用について

税務署では、簡単に便利なダイレクト納付の利用を推進しております。

なお、ダイレクト納付の利用に当たっては、事前に届出が必要です。詳しくは、同封のチラシをご覧ください。

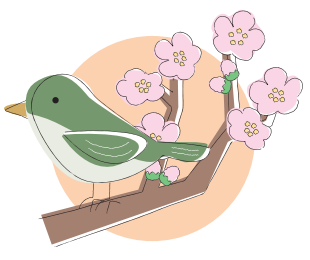
### 県税からのお知らせ

法人県民税の減免について

東日本大震災による損失額が、総資産額の2分の1以上である場合は、申請により3年間、法人県民税の減免を受けることができます。

総資産額は平成23年3月11日の属する事業年度の前事業年度を基準とし、また、損失額は平成23年3月11日から平成26年3月10日までに終了する事業年度ごとの特別損失額の合計額です。

減免する額は、法人税割は税額の約20%相当額、均等割は全額です。詳細については最寄りの地方振興局県税部へお問い合わせください。（県庁税務課 ☎024-521-7068）



# 「税制改正と税理士会」

## 税理士会

この度の東日本大震災の被災者および東電福島原発事故の被害者の皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い事故の収束と復興を願っております。

平成二十三年度の税制改正法案が二度に渡る分離審議にて、修正の上、十一月三十日に成立し、十二月二日に公布されました。

I. 法人税率の引き下げと復興特別法人税の創設、II. 減価償却制度の見直し、III. 欠損金の繰越控除期間の延長、IV. 一般寄付金の損金算入限度額の縮小等が法人税に関する主な改正点です。  
更に、平成二十四年度税制改正大綱が十二月十日に閣議決定されました。その中には、原子力災害からの復興を支援するため、福島復興再生特別措置法（仮称）の制定に伴う税制上の措置を講ずる旨が謳われています。

「福島の再生無くして、日本の信頼回復はない」との野田首相の言葉が絵に描いた餅にならないよう願ってやみません。

税理士業界は税制改正に関する建議

を行い、その実現に向けて政府及び財務省並びに各関係機関に働きかけを行っております。

現在の法人税・消費税等についての重点要望事項の一部をご紹介します。

I. 交際費課税における交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入とすること。

II. 役員給与の損金不算入規定のあり方を見直すこと。

III. 消費税について基準期間制度を廃止すること及び仕入税額控除に係る帳簿等への記載要件を緩和すること。

IV. 一時損金の少額減価償却資産の取得価額基準を三十万円未満に引き上げて整理・簡素化すること。

これらの事項は企業経営者の多くが望んでいることであり、経済活動の活性化に大いに寄与するものであります。

福島県及び各市町村においても福島復興再生特別措置法を従来の官僚的解釈ではなく、発想を変え有効利用に努

め、税制面で数多くの措置を講ずることにより、真に実のある法律にしていきたいものです。

県民の希望である福島で生活するためにも!!

東北税理士会福島支部 鈴木 幹雄

# 村井幸三さんの「エイなるほど」

「寿司の日」とありました。

寿司といえば生寿司が常識の昨今、巻き寿司はお弁当とかご葬儀の折の通夜の席などでいただく程度になってしまいましたので、巻き寿司の巻き返しのキャンペーンデーかと思ひ、調べてみたら以外や戦後いち早くの制定で、思うにこれは土用のウナギ、クリスマス、ケーキ、年末の年越しそばという国民の三大食習慣にすしも割り込もうという、寿司屋さんの大陰謀であったようです。

ではなぜ「寿司の日」ではなくて「巻き寿司の日」なのか、ここからは私の推測なのですが、戦前から戦後しばらくまで寿司は高級な食べ物でした。魚介類の冷蔵が氷だけで生ものが傷みやすかったためと思うのですが、寿司のご馳走は余程のお客様に限られていた。

すし（寿司）といえば今や全世界で通用する日本食の代表的存在ですが、たまたま年表をひいていたら二月一日は「巻き寿司の日」とありました。そこで取り敢えず、まず安い巻き物でいこう、というところからそうなったのだと思えますが、時代は回転寿司の普及などもあって、巻き寿司時代を一挙に通り越して生寿司に気軽に手を出せる時代に入ったのですから寿司屋さんの望みは半ば達したといえましよう。

ところで節分の日「今年は二月三日」に五目の太巻き寿司をお上がりになりますか。この三、四年「恵方巻き」の名でかなり定着してきた、福を呼ぶ縁起物の食べ物でもとは関西地方の慣習です。始めたのは大阪の老舗「本福寿司」とモノの本に書いてあります。

しかも泣かせるのはたべる時。その年の年神さまのいらっしやる方角「今年はやや西よりの北」にむかって、丸かじりでたべなければ効き目がないと、たべ方まで指定していることは楽しいではありませんか。

さらにこの日は旧暦の最初の午の日にあたり、全国のお稲荷さまのお祭り日です。神前には稲荷寿司をお供えますが、これは祭神ウカノミタマノ命のお使いである狐の好物であることから始まった習慣です。



経営者 心は



有限会社 羽田自動車整備工場  
代表取締役社長  
**羽田 裕幸氏**  
(福島市岡部字内川原11)  
TEL (024) 534-3310

岡部にある羽田自動車整備工場。羽田社長は社員に常々次のようなことを言っている。

「大会社の整備員は、自分の会社の車の整備修理だけやっているが、君たちはあらゆる会社の車を整備することが出来る。技術的には君たちの方が数段上ということになる」また、

「修理するときは、真剣な顔で取り組まなくてはならないが、客と接するときには、にこやかに対応しなければならぬ。それが会社の業績につながる。笑顔で接することはお金がかからない」

社長とお話をしていると、こちらも明るい気分になってくる。整備士の資格は持っているが、福島日産自動車の営業を長年経験をしている、と聞いてナルホドと合点がいった。

羽田自動車整備工場の創業は昭和四十四年。翌年、法人化した。初代社長は父上の羽田清重氏。独立以前は福島日産自動車の整備士をしていた。

現社長の羽田裕幸氏は昭和三十八年、福島市生まれ。福島市立福島第三中学

校から県立福島工業高等学校を卒業し、四国の愛媛自動車工業専門学校に入学、そこで技術を磨き、自動車整備士の資格を取得する。この学校は間もなく日産自動車専門学校に生まれ変わる。卒業後、福島日産自動車の社員となり平支店を皮切りに植田店、保原店で営業を担当する。

平成元年、羽田自動車整備工場に入社。父のもとで修行し、平成十七年、社長に就任した。所属する団体は、全日本ロータス同友会で全国1800社の自動車整備企業集団である。加えて、福島県警察本部警察共済の指定工場となっている。

お客が修理を依頼した場合、「いつできるか」「いくらかかるか」がポイントとなる。その場合、いかに専門用語を使わないで分かりやすく、ていねいに説明出来るかが商売のカギとなっている。

お客から愛して頂くために年に二回「感謝祭」を開いているという。「二月と十月に開催していますが、屋内作業場にテーブルと椅子を並べ、ソバ、

うどんを提供しています。それにゲーム、抽選会、くじ引きなど楽しいイベントでお客様に喜んでもらっています。それと二十年近く来場のお客様に鉢植えのお花を差し上げていますが、これは評判が良いです。訪問した際、部屋にそのときの花が飾られ、ていねいに育てられているのを見ると涙がこぼれそうになります」

また、震災後、車の外部内部の放射線量を計るサービスもしているという。ワイパー下の方が線量が高いとか。

会社の経営理念である「創造と革新をつねに忘れずお客様の立場になって安心と安全を提供します」社長からの理念を充分感じとって帰って来た。



**お知らせ**

- 24・1・12 青年部会租税教室 (福島商業高校)
- 24・1・16 女性部会租税教室 (平田小学校)
- 24・1・19 平成23年度第4回広報委員会
- 24・1・23 女性部会新年会
- 24・1・23 セミナー「法人税決算手続きの実務処理と税務対策のポイント」  
講師 中島祥貴氏 (中島祥貴税理士事務所)
- 24・1・27 新入会員の集い

セミナー講師の中島祥貴氏




セミナーの様子